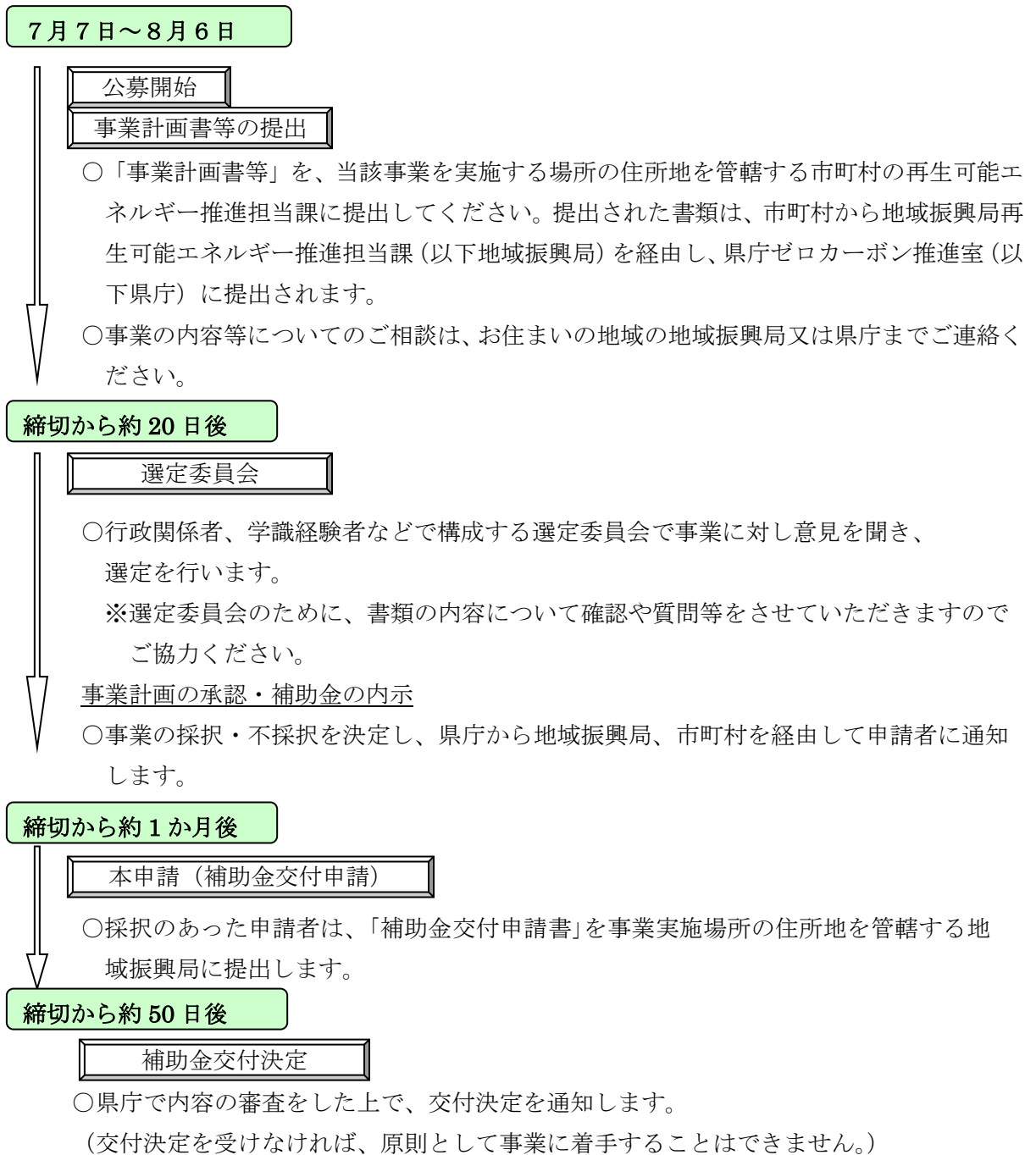
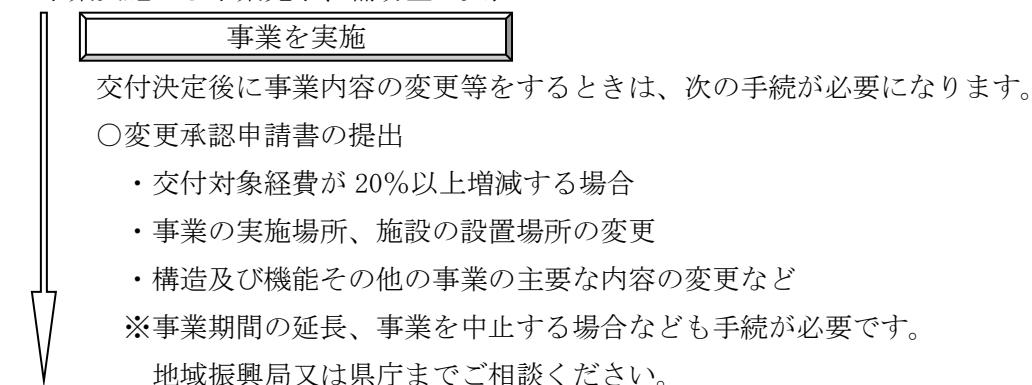


# 地域主導型自然エネルギー創出支援事業手続の流れ

## 1 事業申請から事業採択



## 2 事業実施から事業完了、補助金の支払い



○概算払請求の手続き

- ・事業完了前に補助金の交付を受けたい場合

出来高に対応する補助金相当額の90%までお支払いすることができます。

入札結果報告（入札後）

- 入札又は見積を実施した後に、速やかに地域振興局へ報告してください。

遂行状況報告

- 県からの要請があった場合、指定する日までに事業の遂行状況を報告してください。

事業実績報告

- 事業が完了しましたら、「実績報告書」「事業総括書」を地域振興局へ提出してください。（最終期限は、令和4年3月中旬）

県職員による検査、補助金の額の確定

- 提出された書類及び現地等の検査を県職員が行います。
- 検査合格後補助金の額を確定し、通知します。

補助金の交付

- 確定通知が届きましたら、「交付請求書」を地域振興局へ提出してください。県から補助金を、指定の口座に振り込みます。

3 事業の評価

翌年6月

事業の評価の公表

- 実績報告時に提出いただいた「事業総括書」を県ホームページで公表します。

毎年度6月

達成状況報告

- 本事業を実施した翌年度から3年間、事業計画に基づく達成状況を毎年度、地域振興局に報告していただきます。報告期限は、毎年度6月末までとします。